

建築物省エネ法に関する大切なお知らせ

戸建住宅・
小規模非住宅向け※

令和元年度 改正建築物省エネ法説明会及び 住宅省エネ技術講習会を 47都道府県で開催中



改正建築物省エネ法説明会(主に戸建住宅・小規模非住宅の関連事業者向け※)及び住宅省エネ技術講習会

※本説明会とは別に、主に中大規模住宅・非住宅の関連事業者様を対象とした改正建築物省エネ法の説明会を開催しております。各社様の業務内容に適した説明会にご参加下さい。

【説明会の内容】

1. 改正法に盛り込まれた各措置の内容とポイント
2. 小規模住宅・小規模非住宅に係る省エネ基準・省エネ計算方法について
(新たに整備予定の簡易な計算方法のポイント等)
3. 住宅省エネ技術講習会 ※「講習修了証(賞状タイフのみ)」発行可能です(有料)

対 象

- ・ 戸建住宅等の小規模住宅の供給に携わっている方
- ・ 小規模非住宅の供給に携わっている方(主に、設計業者、施工業者、設備機器製造業者、エネルギー供給業者等)

開催期間

令和元年11月18日(月)～令和2年2月7日(金)

開催時間

13:30～16:45 ※会場により時間は異なりますので一覧表でご確認ください。

開催場所・日程

「建築物省エネ法に関する大切なお知らせ」の日程一覧を参照ください。

参加費用

無料



お問い合わせ・お申込みはこちらから

<https://www.shoene.org/>

TEL・FAX：各主催者へご連絡ください。

詳細は上記ホームページをご確認ください。

木活協 省エネ

